

令和3年第3回（7月）臨時会

# 西伊豆町議会同議録

令和3年7月1日 開会

令和3年7月1日 閉会

西伊豆町議会

## 令和3年第3回（7月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招議員	2
第 1 号（7月1日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	4
○開会宣告	5
○議会運営委員会報告	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○閉会宣告	27
○署名議員	28

西伊豆町告示第66号

令和3年第3回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年6月16日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

1 期 日 令和3年7月1日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

- (1) 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- (2) 西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- (3) 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案について
- (4) 令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第4号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	松田貴宏君	2番	浅賀元希君
3番	仲田慶枝君	4番	堤 豊君
5番	芹澤孝君	6番	高橋敬治君
7番	山田厚司君	8番	西島繁樹君
9番	堤和夫君	10番	増山勇君

不応招議員（なし）

令和3年第3回（7月）臨時町議会

（第1日 7月1日）

## 令和3年第3回（7月）西伊豆町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和3年7月1日（木）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第26号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について  
日程第 4 議案第27号 西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について  
日程第 5 議案第28号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案について  
日程第 6 議案第29号 令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第4号）
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（10名）

1番	松田貴宏君	2番	浅賀元希君
3番	仲田慶枝君	4番	堤豊君
5番	芹澤孝君	6番	高橋敬治君
7番	山田厚司君	8番	西島繁樹君
9番	堤和夫君	10番	増山勇君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野淨晋君	副町長	高木光一君
総務課長	白石洋巳君	まちづくり課長	長島司君
窓口税務課長	渡邊貴浩君	健康福祉課長	平野秀子君

---

職務のため出席した者

議会事務局長 大谷 きよみ 君 書 記 堤 浩 之 君

---

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（山田厚司君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回西伊豆町議会臨時会を開会します。

---

◎議会運営委員会報告

○議長（山田厚司君） 議会運営委員長、高橋敬治君。

○議会運営委員長（高橋敬治君） 議会運営委員会から報告いたします。

本日の臨時議会は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、議会の傍聴席を16人までとしております。

以上、報告いたします。

---

◎開議宣告

○議長（山田厚司君） ただちに本日の会議を開きます。

質問、答弁は的確にわかりやすく、要領よく行ってください。また、発言される方は、マイクのランプがついたことを確認後、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言してください。

暑いようでしたら上着を外して結構です。

---

◎議事日程説明

○議長（山田厚司君） 本日の議事日程及び本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

---



◎会議録署名議員の指名

○議長（山田厚司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、

2番 浅賀 元希 君、

3番 仲田 慶枝 君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（山田厚司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定しました。

---

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第3、議案第26号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第26号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町国民健康保険税条例（平成17年西伊豆町条例第54号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年7月1日。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） それでは、議案第 26 号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

最初に、昨年度からの経過を簡単にご説明させていただきます。

本件は、令和 2 年 4 月 7 日に閣議決定をされました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険税の免除を行うとされ、国からの財政支援、10 分の 10 をもちまして、西伊豆町は昨年 7 月の臨時議会において、減免対象期間を令和 3 年 3 月 31 日までとする減免の特例の条例改正を行いまして、事業を実施してまいりました。

その結果、令和 2 年度につきましては、減免の申請が、申請件数で言いますと 24 世帯、減免の額にしまして 451 万 4,300 円の減免の申請がございました。年度変わりました、先般、6 月 2 日に厚生労働省のほうから、現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえまして、令和 3 年度も引き続き特別調整交付金による財政支援を行うことが正式に示されたことから、西伊豆町におきましても、減免の対象期間を 1 年間延長し、令和 4 年 3 月 31 日までとする条例改正を行いたいとするものです。

ただし、令和 2 年度は、国の財政支援の交付率が 10 分の 10 だったところ、令和 3 年度につきましては、西伊豆町の基準ですと、減免額の 10 分の 4 相当額になる見込みであることから、6 月 10 日に国民健康保険運営協議会を開催しまして、本件についてお諮りをしました。

その結果、国の交付金は減少されるが、令和 3 年度も、新型コロナウイルス感染症により収入が減少する世帯の納税の負担を軽減するために、本改正は妥当と認めるという答申をいただきまして、本日、この臨時議会に上程をさせていただいたところでございます。

それでは、議案書に沿って説明をさせていただきます。

2 ページの新旧対照表をごらんください。

今回の改正の箇所は、附則第 15 条で、内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の特例についてでございます。上から 4 行目の終了期限を、令和 3 年 3 月 31 日から令和 4 年 3 月 31 日に改め、1 年間延長するものです。

次にその下の第 1 項、(1) と書かれている部分ですが、ここでは、新型コロナウイルス感染症の定義を定めておりますが、左側の現行条例では、新型インフルエンザ等対策特別措置

法附則第1条の2第1項となっておりますが、同法の改正によりまして、この部分が削除されたため、新たに右側の改正案のとおり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に置き換える改正を行います。

続いて2行下がりにまして、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の続きに、（「主たる生計維持者」という以下同じ。）を追加しまして、3ページになりますが、第2項中の4か所ございます下線部、これら全てを主たる生計維持者に統一して読むよう改めるものでございます。改正の内容は、以上となります。

議案書の1ページお戻りいただきまして、附則の部分をごらんください。施行期日でございますが、公布の日から施行し、改正後の附則第15条の規定は、令和3年4月1日から適用します。

以上、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたりページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） 1ページ目で、先ほど説明があったんですけど、令和3年3月31日現在で、対象者が24世帯、金額で451万ということでございますが、今回のこれにつきましては、依然としてコロナが続いておりまして、我が西伊豆町は大分抑えられて今いる状況ですけど、そういう中で、この来年の3月31日まで延長になったわけですけど、その対象者の世帯数とか金額についての変更というそういうものはあるんですか。それともこのままだいたい前年並みにいくか、そのへんが、もしあったら、予想でいいですから教えてください。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） 昨年度の実績から見ますと、今年は、これはあくまでも見込みですが、昨年より少なくなるであろうというふうには予測しております。

これはなぜかといいますと、昨年のこの24世帯というのは、令和元年と令和2年を比較して収入が下がったとか、そういった状況によって減免の対象になったわけですが、今度は令和2年、つまり昨年、例えば町内ですと休業したりですとか、お客さん減ったりそういった影響を受けて大分収入とかが下がってますよね。それと比べてさらに今年が3割以上下がっ

てるかどうかという、なかなか難しいところがございます。

そもそもこの制度がもともと軽減国保税の中には軽減という制度がありますので、そこにひっかかってくると、制度の全体で見ますと、いろんなところで、いわゆる国保の減免がされてますので、本当にその収入だけを見て対象になるかどうかでなかなか難しいところもありますので、あくまでも見込みですが、去年を超えることはおそらくないんじゃないかなというふうには推測しております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） この所得が減少するというので、例えばホテル等なんかに勤めていて休業してということで失業保険なんかをもらっている世帯は、この失業保険というのは所得のうちに入るんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） 失業保険は基本的には所得の中には含まれません。さらに失業した場合ですと、このコロナ減免とはまた別の制度がありまして、それはそれで減免の対象ということで、もちろん条件はありますが、その対象になれば減額されるというものがございますので、いろんなところでこの制度、国民健康保険制度の減免となります。今回は対象となるのがあくまでもコロナの影響を受けたというところに限定されますので、それによって対象となる方が、ここの減免対象ということになります。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 先ほど、4番議員さんからの質問がありましたけども、この451万から、多分ワクチンも打ってるし減少するだろうというふうなことで答弁があったわけですけども、この本日の補正予算にもそのへんのあれは載ってないように思うんですけども、予算的にはどういうふうに考えておられますか。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） 予算的には当然税金がこの分減収になります。ただ、一方で、国のほうから調整交付金という中に、減免された金額っていうのが補填されます。昨年ですと、先ほど申しましたように10分の10来たんですが、今年は10分の4相当額ということで、これは最終的に調整交付金の算定をする中で割合が決まってくるので、10分の4になるかもしれない、10分の6になるかもしれないということで、最終的には年度末にいかないと、正直全くわからない状態でございます。金額的にも大きくないものですから、今回補正

の中には含めずに、算定も今言ったように何割になるかわかりませんので、そういった意味で今回については、補正のほうでは特に数字は変えないでいこうということで決定しております。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 26 号、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 27 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第 4、議案第 27 号 西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（山田厚司君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第 27 号 西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町国民健康保険条例（平成 17 年西伊豆町条例第 107 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 7 月 1 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 議案第 27 号 西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について説明させていただきます。

本件につきましては、新型ウイルス感染症の定義について、厚生労働省のほうからの通知に基づき、6 月議会で改正させていただきました新型コロナウイルス感染症の定義を、先ほど審議していただきました西伊豆町国民健康保険条例の改正に合わせた定義とさせていただきます。

お配りしました議案書 2 ページの新旧対照のほうをご覧ください。下線の部分が今回の改正箇所になります。現行の下線部、病原体がベータコロナウイルス特区のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症を、改正案では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に定義する新型コロナウイルス感染症に改めたいものです。

1 ページにお戻りください。附則としましてこの条例案は、公布の日から施行するとさせていただきます。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたりページを指して、質疑してください。

質疑ありませんか。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 6 月にはもう課長が言うように改正されたばかりなんですけど、括弧のところの病原体、令和 2 年 1 月に中華人民共和国から世界保健機構に対して人に伝染する能力を有することを新たに報告されたものに限るって。この部分が何で削除されて書き換

えになったんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） これは先ほど課長が申しあげましたように、上部条例が改正されたので、それに伴って変えているものでございますので、国が決めたものに準じて、うちの町の条例も変えているというものでございます。

○議長（山田厚司君） はい、5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 上部条例の改正になったってことは分かるんですけど、だから、何で上部条例がどういう理由で、こういう上部条例を改正したのかそのへんはわかりませんか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その上部条例を変えてるのは国でございますので、国のほうでなぜこのように変えたのかということをお聞きしない限りは、わからないというふうに思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 27 号西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第5、議案第28号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○議長（山田厚司君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第28号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町介護保険条例（平成17年西伊豆町条例第108号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年7月1日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 議案第28号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案について説明させていただきます。

今回の一部改正は、先ほどの国民健康保険条例と同じように、6月定例会で改正させていただきました新型コロナウイルス感染症の定義を、同じく西伊豆町国民健康保険税条例、それから国民健康保険条例の改正に合わせて定義を改正させていただきたいものです。

お配りしました審議書の2ページ、新旧対照表をご覧ください。

下線部分が今回の訂正箇所になります。現行の下線部、病原体がベータコロナウイルス特区のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から社会保険機構に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症を、改正案では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症に改めたいものです。

1ページにお戻りください。附則としまして、この条例案は、公布の日から施行するとさせていただきます。

以上簡単ですが、説明させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。



質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 町長、前の27号と一緒にだと思いますけども、例えばこれで読むと中国が保険機構にというようなことで書いてあるんですけども、変異株、例えばインド株だとかヨーロッパ、そういうものはこの中に入っていくんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ただいま課長のほうから申し上げさせていただきましたように、改正条文、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の中に規定をされていれば当てはまるというものでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 議長は、今、私が質問していることに答弁したと思いますか。ちゃんと議長も、質問に対して町長はちゃんと答弁してるか、質問聞いてくださいよ。インド株とかヨーロッパ株とか変異したものもこれに入るんですか。そう質問したんです。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の中に規定をされておれば、変異株も該当するというものです。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 28 号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 29 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第 6、議案第 29 号 令和 3 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（山田厚司君） 町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 議案第 29 号 令和 3 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,403 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 73 億 1,068 万 3,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項も区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 7 月 1 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第 29 号についてご説明いたします。

今回の主な補正内容ですが、歳入については、高齢者ワクチン接種の前倒しに伴う新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として国庫補助金の増額及び新たな県費助成制度で、市町からの要請により休診、または休業した上で、集団接種会場に医師、看護師等の医療従事者を派遣した場合の助成金として、県費補助金を計上し、財源調整として財政調

整基金繰入金を増額したいものでございます。

歳出については、7月中旬から64歳以下の新型コロナウイルスワクチン接種を行う予定であるため、関連経費の計上。

ふるさと納税関連として、新規ポータルサイトにおける運用が業務委託に該当するため、予算の組替えを行いたいものでございます。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正歳入です。款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

14款国庫支出金、460万4,000円、4億9,238万8,000円。

2項国庫補助金、460万4,000円、2億8,106万3,000円。

15款県支出金、80万円、2億5,508万6,000円。

2項県補助金、80万円、9,825万円。

18款繰入金1項繰入金、ともに863万円、18億853万円。

歳入合計に1,403万4,000円を追加し、73億1,068万3,000円としたいものでございます。

歳出です。款、項、補正額、計の順に朗読します。

2款総務費、117万6,000円、8億7,064万5,000円。

1項総務管理費、117万6,000円、6億9,229万7,000円。

4款衛生費、1,251万8,000円、6億7,274万1,000円。

1項保健衛生費1,251万8,000円、2億3,679万9,000円。

6款商工費1項商工費ともに34万円、13億3,286万5,000円。

歳出合計に1,403万4,000円を追加し、73億1,068万3,000円としたものでございます。

3ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書 1総括 歳入ですが、これにつきましては、先ほど説明いたしました第1表 歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略させていただきます。

次に歳出です。これにつきましても、第1表と同様ですが、補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

4ページをお願いします。

2、歳入です。

14款2項3目衛生費国庫補助金、460万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として、65歳以上の方の7月末の接種完了を目指すための前倒しに伴う追加

交付分の国庫補助金となります。

15 款 2 項 3 目衛生費県補助金、80 万円、新型コロナウイルスワクチン接種従事者確保事業費補助金として、町の行う集団接種に医療機関を休診または休業とし、医師、看護師等の医療従事者が協力した場合に、町が支払った協力金に対し、県が限度額以内で助成をするものでございます。

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金、863 万円。不足する財源については、財政調整基金から繰入れしたいものでございます。

5 ページをお願いします。

3、歳出です。

2 款 1 項 4 目財産管理費、117 万 6,000 円。

内訳として、11 節役務費の 17 万 6,000 円は、住民防災センターに設置してある戸籍用耐火金庫 4 台が耐用年数を大幅に経過し不要となったため、処分をしたいものでございます。

14 節工事請負費 100 万円は、現在、副町長室の壁がなく、相談内容が外部に聞こえてしまうため、仕切り壁を設置して、センシティブな情報の漏えいを防止したいものでございます。

4 款 1 項 2 目予防費、1,251 万 8,000 円。

全て新型コロナウイルスワクチン接種関係の経費となり、3 節職員手当等 124 万 8,000 円は、当初 64 歳以下の接種は個別接種のみの予定でございましたが、医療機関からの集団接種実施の要望があり、16 日間実施することになったことによる職員の時間外手当です。

7 節報償費 896 万円は、集団接種に従事する医師、看護師等の報酬及び医療機関を休診し、集団接種に協力した医療機関に支払う協力金並びに医療機関における個別接種に伴う電話予約受付等に係る事務費分を計上したいものでございます。

12 節委託料 231 万円は、64 歳以下の集団接種実施に伴うコールセンターオペレーター増員分等によるものです。

6 款 1 項 3 目観光費 34 万円は、田子南部連合区からの要望により、今年度、田子港まつりの花火大会のみを開催することで計画を進めていますが、コロナの影響により、今までのように住民に寄附を求めることは難しいため、区の積立金等を活用しますが、財源が不足するため、田子港まつりの補助金増額要望によるものでございます。

6 目ふるさと振興費の予算組替えの関係ですが、ふるさと納税新規ポータルサイトにおける運用が業務委託に該当するため、11 節役務費を 264 万円減額し、12 節委託料に、新たに 264 万円を計上したいものでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたりページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

10 番、増山勇君。

○10 番（増山 勇君） まず、5 ページの先ほど今説明ありました 64 歳以下の接種について、  
集団接種 16 日間という説明がありました。いつから始めて、想定人数はどれぐらいを町として  
想定してるのか、その点をお聞きしたい。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 7 月 16 日から予定では 21 日まで、それから 8 月 6 日から 11  
日までという形で、予定は組んでおります。

ただ、住民の方には全部そのへんは周知はしておりません。今のところ 4 日間のみを、住  
民の方には周知しております。というのは、接種状況が 64 歳以下の方に対してどのような形  
かってのがちょっと見えない形の中で、先生のほうには、何日間か依頼はしておりますが、  
住民の方への第 1 回目の接種は、4 日間という形にさせていただいております。

接種の予定数ですけれども、全部、7 月の 16 から 21 日までやったとしたら、2,000 人、2,100  
人ぐらいを見込んでおります。ただ、今現在の前後 4 日間ということの中では、千五、六百  
人という形の中で見込んでおります。以上になります。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

10 番、増山勇君。

○10 番（増山 勇君） 今、全国的にワクチンが足りないとかそういう話題になってるんです  
けどね。そのへんのワクチンの確保っていうのは、西伊豆町として大丈夫なのか、その点  
をお聞きします。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 確かに 65 歳以上のときには、西伊豆町も本当にぎりぎりのと  
ころでやってまいりました。64 歳以下に関しましても、現在、65 歳以下の個別の方をやって  
いるのと同じような形で、今、県の方、若しくは国のほうに申請しております。2 週間に 1  
回、1 箱 2 日、または 2 箱っていう形の中で、対象の人数の分は、何とか確保できるんじや  
ないかなと思っております。ただ、現在予定しているものに関しては、あと 1 箱分ぐらいが、

次回、予定として来る予定のものが7月末ぐらいに来るものがあるんですけど、そこはまだ確定はされておりません。7月末に来るのは、まだ確定しておりませんが、7月中旬に来るものまでは確定しております、その部分に関しましては、ここの今の予定の分に関して確保できているものではないかと検討しております。

以上です。

○議長（山田厚司君） いいですか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 最後にお聞きしますけど、年齢は西伊豆町としては何歳から。64歳から何歳まで接種予定してるのか、そういう方針はきちっと決まっていますか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 64歳以下19歳以上で、今お配りさせていただいております。64歳以下につきましては、多分今日か今お配りをさせていただきまして、多分今日か昨日ぐらいでお手元に届いているのではないかなというふうに思っております。

予約の方法につきましては、65歳以上の時に一斉にコールセンターを開設をしましてパンクという状況でございましたので、今1日ごとに年齢幅を決めて予約を受け付けている。プラス64歳以下であれば、ほとんどの方々もスマホをお持ちということでございますので、24時間受付のQRコードを添付してございますので、そちらでホテルの予約をとるような形で予約をとっていただくということで、スムーズに進めたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに。

はい、4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） 議長、4番堤。

5ページをお願いします。2款総務費の14節工事請負で100万円が計上されました。工事請負単独で本庁仕切りのほうの、先ほど説明あったんですけど、前副町長的时候にはそういう仕切りの部屋がなかったんで、今回何か新しい副町長が来て声が漏れるとかそういう理由は先ほどありましたけど何か理由があったのかどうか、もしあったら教えてください。

○議長（山田厚司君） 副町長。

○副町長（高木光一君） 実は以前の副町長的时候もそのようなお話がございました。一般の方、それから職員のほうからも、話が少し漏れるのではないかとということで、その時点でも仕切りはどうかというお話もさせていただきましたけども、以前はちょっと様子を見ようかということで控えた状況でございます。

○議長（山田厚司君） 4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） 細かい質問ですいませんけど、やっぱりこういう100万円という金額ですんですけど、こういうのやっぱ入札みたいな形でやるんですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 今現在、入札を考えております。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

8番、西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 先ほどの64歳以下の人の接種が始まるってことですが、これが、ちょっと聞いたところによりますと、事業所単位というのがありまして、事業所単位があるので、そうすると事業所というのは、例えば隣町の松崎町とか隣の伊豆市の土肥あたりからお勤めになってる方がいらっしゃるわけですけど、そういう人たちも一緒に接種ができるということによろしいんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 国が言っている事業所単位というのは、ワンセットが1,000以上です。

当然西伊豆町では、そういったものは組めませんので、観光協会、商工会の皆さんにお願いをして、商工観光業者さんに優先的に先に接種をして、外部の方と接触する方を先に打ちましょうということで、この集団接種のほかに、今、日程を詰めております。ですから当然そこには松崎町の方、伊豆市の方もいらっしゃいますんで、その方々につきましては接種券をおのおのの市町から取り寄せていただけることが可能であれば、西伊豆町で打ちますという申請を出していただいて、うちの町で打とうということで、今進めております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 先ほど堤豊議員の質問で、工事の関係で100万で入札かって言って、私入札と答えたんですけども、実は入札ではなく緊急を要して工事をするのに3日間ぐらいはかかります。今考えてるのは、7月のちょうど20日前後に3連休4連休になってきますので、その時に、緊急性を要するので工事を行いたいと思っております。ですから随契みたいな格好で考えております。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 先ほど町長、64歳以下19歳の接種で年齢幅ということを使っている

のですが、対象年齢幅を、ある程度段階的にこう打っていくのか、そういうことを言ってるわけですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 年齢幅を言ったのは、予約の日です。集団接種の日にちは、先ほど課長が言ったように7月の16日から4日間になっておりますけれども、それまでに既に観光商工業者さんは、違うパターンで打ってる可能性があるんで、年齢で日にちを決めることはちょっと難しいということですから、予約を取れる日にちを、5歳とか10歳区切りで区切ってます。

ですから、1日に2,000人が電話をかけてくるというような前回のようなことはございませぬし、また、スマホで予約もとれますので、予約をスムーズにさせようということで日にちを区切っているというものです。

○議長（山田厚司君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤孝君） 5歳、10歳幅で区切って、それで年齢プラス日にちを限定するってこと。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ではなくて、予約をできる日にちを区切ってます。ちょっと今僕、手元に資料持ってないもんであれですよ。仮に、今度の月曜日が7月の5日ですね。仮に7月の5日に予約をできるのは、50歳以上64歳以下の方のみ、6日の日は35歳以上64歳未満の方のみというような形で予約をできる対象を絞って、混雑がしないようにという配慮をしていると。それプラスその枠にはまったときには、スマホでも予約ができますよというような形でやっておりますので、接種日を決めてるということではございませぬ。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。わかりましたか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今の町長の説明の予約の取り方なんですけども、仮の年齢を区切って、その日に取れなかった場合に、その方は今度どういうふうにして予約をとるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） それは一緒に同封してある資料にも書いてあるかと思っておりますけども、結局どの程度の方が予約をされるのかってのはちょっとわかりませぬ。1,600の中に、はまらなかった場合につきましては、65歳の方同様に、集団が終わった後にもう一度個別というような形をとっていかうかというふうには考えておりますし、先ほど平野課長が答弁したよ



うに、まず7月16日から始まりますけども21日で1回終わります。21日から次の8月の頭までの空間がございますので、ここで日程を調整しながら必要であれば集団接種を増やすと  
かっていうことは、対応することは可能かな。ただ、1,600が埋まらない状態で次々にやり  
ますと、医師、看護師の方たちをずっと確保し続けなければいけないということがございま  
すので、なるべくであれば集団のときに、300とかっていう数字で、うまく何ていうんすか  
ね、スムーズに早く打てる状況をつくりたいということで考えております。

また、基礎疾病のある方などにつきましては、今日、田子地区は、田子診療所さんが回覧  
版を回していただいておりますかと思うんですけども、既に7月の4日か5日ぐらいから個別接  
種も受け付けているというようなこともございますので、そちらで回っていただくというこ  
とも可能かなというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） すいません。接種の日の枠は分かるんですけども、予約のときに、仮  
に例えば5歳刻みで、その日だけしか予約、基本的にはコールセンターのほうにかけること  
は出来ないわけですよ。受けたいんだけど、ほかの日に予約ができないものですから、例  
えば接種日の21日から始まって22日があいてても、その方は予約が出来ないわけですよ。  
もう、区切った日以外は予約はできないってことですよね。今の状況ですと。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） すべての予約の日にちを、何歳以上64歳以下という設定にしてあると  
思います。浅賀さんのもとにも、近々封筒が届くかと思うので、それ見ていただければ分か  
ると思うんですが、まずは、ないので、ちょっとこのぐらいっていうのでいきますけど、64  
歳以下、仮に、45歳以上という枠が一日目であったとします。その次の日は64歳以下、40  
歳以上。ですから、前の日に漏らしても次の日、上の方は該当する。

まず1番初め、7月の5日ですね、この月曜日、この日は19歳から64歳の基礎疾病のあ  
る方。次の7月6日は、60歳以上64歳以下。7日は53歳以上64歳以下。次の8日は、47  
歳以上64歳以下。全て64歳以下というのが入っております、そこに7歳区切りぐらいの  
ところで下限が増えていきますので、漏れれば次の日次の日というようなことでやってい  
ただければというふうに思っております。ちなみに金曜日に7月9日、40歳以上、64歳以下が  
終わった後に、7月12日以降は19歳から64歳までずっと受け付けがとれるということで  
ございますから、漏れた方はここで対応していただく。プラス、スマホは24時間対応でござ  
いますので、そちらでやっていただいたほうがスムーズかなというふうに思います。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 5ページの4款1項2目報償費のところですけども、ちょっと細かい質問なんですけど、説明の中で、休診をして、医者、看護師が対応っていう言葉がどうも何回か使われたみたいですけども、そもそも休診している医者、あえて通常診療を休診にしてやる医者との区別とか、この支払いの基礎ベースが違うんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 先生がたには、本当にお休みして来ていただいたりですとか、休診日を来ていただいたりということでもあります。ただ、県のほうの補助金が、あくまでも休診を、そのときにお休みをして接種に来てくれた医療機関のみということで、県のほうの決まりがそういうことになってるものですから、県のほうの決まりとしてはそういう形になっております。補助金のほうも、休診にした医療機関のみということになっております。以上です。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） そうしますと、例えば、宇久須の開業医さんは、午後休診なんですよ。ずっとここ何年か。そうしますと、そういう開業医さんってのは、つまり午後からの接種に行っても、そういう報酬は出ないということでしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 今のところ、報酬としては、県の補助金に基づいた報酬というのはございませんが、今回の医師報酬の中がちょっと大きいと思うんですけども、先生たちに来ていただいた金額とかを1時間あたりの金額を、今回ちょっと上乘せしていただいた。そのために、医師報酬等が多くなっております。1時間あたりの単価を2万円から3万円にさせていただいて、その中で先生たちの報酬を多くさせていただけるような形になります。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） すいません。かいつまんで説明させていただきますけど、今、平野さんが言ったように、報酬は出ます。ただ、県は、休診をしたところに補助を出すということでございますから、報償は出るんですけども、県はその部分を見てくれないというふうに捉えていただいたほうがわかりやすいかなというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それは、県からの部分は出ないけれどもそれ相応に町なり、なんなり

から出すという解釈でよろしいですか。

○議長（山田厚司君） それに対しては。健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） はい、そのとおりです。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 5 ページ、新型コロナウイルスの予防接種なんですけれども、先ほど、年齢によって予約できる日が違ってくるよという話であったんですけれども、後のほうで番が回ってくる人は、例えば、予約したい日がもう先に埋まっちゃってるよっていうことがあったりするのでしょうか。それとも、ある程度、この日に予約できる人の枠、この日に予約できる人の枠って、接種日に関しては、分けてあるのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然早い方が早いところ全て占めてしまえば、そこは埋まっていくということでございますから、後から行く人は、そこは選択肢はなくなるということでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように4日で足りないときには個別接種であるとか、集団を延長するというようなことで、選択肢を増やしていこうというふうに思っております。

ただ、問題なのは64歳以下の方たちが本当にどの程度接種をされるのかということはやっとわからないということもありますし、また、観光商工の方がそれ以前に打たれているという状況がありますので、1,600のうちが用意しても、1,600埋まるかどうかすらわからないので、あまり5日6日7日という広範囲の医師、看護師の確保は難しいということで、今4日に限定をしているというものでございます。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 同じページです。5 ページです。

6月30日、昨日現在で65歳以上の方は、どれぐらい接種が終えたのでしょうか。例えば、我が町は65歳以上の方が半数、半分いるわけですから、そこがどれだけ接種したということで、だいぶ予防が進むわけですが、そのへんの数字はわかりますか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 28日現在で、接種システムのほうに入力されたもののみしかちょっとわかりませんが、一応その報告させていただきます。65歳以上の方が1回だけは

接種しているよという方が3,444ということで、65歳以上の人口にしますと88.2%の方が、1回目を接種しているということになると思います。

ただ、2回まで終わった方は3,096ということで、1回で体調不良でやめられた方もいらっしゃいますし、まだ1回しか接種してない個別接種が始まった段階ですので、1回しか接種してない方もいますので、1回目は3,096人ということになっております。以上です。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） それで、よく町民の方に65歳以上の人は優先的にということで、若い方にですね、僕らは、いつになったら打てるんだろうかというような質問をよく聞くわけですけども。町長、ワクチンが順調に入ってきて、それで若い人は、僕は嫌だよと言って打たない人も結構いるかもしれないですけども、ワクチンが順調に入ってきて、大体この事業、新型コロナウイルスの予防関係ワクチンが終わるのは、どれぐらいを予想しておりますか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） スムーズにいけば64歳以下全てを含めて、8月末には西伊豆町は終わると思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 3番仲田慶枝です。

先ほど19歳以上64歳以下っておっしゃいまして、確かに18歳以下の罹患率ってのは低いかなと思いますが、そのへんのところの接種については、町はどのように考えておいででしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 12歳から18歳の方に関しましては、学校ですとかに行かれてる方が多いかなと思います。その中で、やはり保護者の方に、本当に打つのを了解するかしないかっていうこともございますので、集団とかではなく、19歳以上の方が、ある程度目安がついた時点で、できれば個別の方向で接種のほうをどうしますかということで、通知のほうをしたいかなと思っております。

○議長（山田厚司君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ありがとうございます。ということは通知をするということですね。

ある程度お勧めするとか、そういうことはなさるということでしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 国のほうから12歳以上ということでは言われてますので、お知らせのほうはしたいとは思っております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

質疑の途中ですが暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時38分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。質疑を続けます。

質疑ありますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 先ほどちょっと質問忘れたんですけど、例えば65歳以上の夫婦で、奥さんは接種しましたと。旦那さんは、おれはいいよって言っていたんですけども、今になって接種したいと言いつつ出されたんですけども、そういう方は、例えば西伊豆病院に行ったりして個別に接種できるのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 現在65歳以上の方には、町内の医療機関で個別に接種をすることが可能となっております。

ただし、予約をする日とか、予約する時間とかが、医療機関によって予約方法が異なります。一応、集団接種をされなかった方に関しましては、個別に個別接種の方法もありますということで通知させていただきましたので、そちらのほうは、もしお手元にあるようでしたら、そちらのほうの確認をしていただけて、予約方法を見ていただけたらと思います。無いようでしたら健康福祉課のほうに言っていただければ、いつでもお教えしますので、そうお伝え願いたいと思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これより本案を採決します。

議案第 29 号 令和 3 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（山田厚司君） 以上をもって本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて令和 3 年第 3 回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

皆さんご苦労さまでした。

散会 午前 10 時 41 分